

# 能登半島地震に関する注意喚起 2

～震災に便乗した悪質商法に注意！～

## 震災に便乗した悪質商法に注意！

特に知らない業者の「突然の訪問」、「営業の電話」

には注意が必要です！



### 【相談事例1】

見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を請求された。

### 【相談事例2】

屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。



### 【相談事例3】

「保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を勧誘された。

独立行政法人国民生活センターのホームページより

## 修理工事等の契約は慎重に！

契約時は、絶対に一人で考えず、家族や公的機関に相談のうえ、正しく記載された申込書面等を受け取り、口頭での契約は絶対におやめください。



## 特定商取引法上の「クーリング・オフ」の活用

正しく記載された書面(申込書面または契約書面)を受け取ってから、一定の期間内は無条件で解約できます。

※ 書面に不備がある場合、正しく記載された書面を受け取ったとはいえません。

詳しくは独立行政法人 国民生活センターのホームページ等から確認できます。

